

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課 (06-6208-8111)
処分担当名	区役所保健福祉課
処分の名称	児童手当の認定申請
概 要	児童を養育している方が認定請求を行った場合に、以下の手当を支給する。 支給月額(児童手当法第6条・法附則第7条) ①3歳未満の児童について、1人につき、月額15,000円 ②3歳以上小学校修了前の児童について、1人につき、月額10,000円(第1子、第2子) ③3歳以上小学校修了前の児童について、1人につき、月額15,000円(第3子以降) ④小学校修了後、中学校修了前の児童について、1人につき、月額10,000円 ⑤所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は当分の間、児童1人につき、一律月額5,000円
根拠法令等 及び条項	児童手当法(昭和46年法律第73号) 第3条～第8条
審査基準	1. 形式的要件(児童手当法施行規則第1条の4) 一般受給資格者(法第4条第1項第1号から第3号までに規定される受給資格者。以下同じ。)、から次の書類の提出があったとき ①児童手当認定請求書 ②養育しているすべての児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)のうち大阪市内に住所を有する児童がいる場合、当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し ③留学により日本国内に住所を有しない児童がいる場合、当該事実を明らかにすることができる書類 ④児童と同居しないで監護し、生計を同じくする場合、当該事実を明らかにすることができる書類 ⑤未成年後見人として児童を監護し、生計を同じくする場合、当該事実を明らかにすることができる書類 ⑥父母指定者として児童を監護し、かつ、生計を同じくする場合、当該事実を明らかにすることができる書類 ⑦父母等又は父母指定者のいづれにも監護され又はこれらと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その請求を維持する者である場合、当該事実を明らかにすることができる書類 ⑧請求者が児童と同居で監護し、かつ、これと生計を同じくする父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者であって、児童と同居しないで監護し、かつ、これと生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類 ⑨請求者がその年(1月から5月までの月の)の児童手当については、前年の1月1日において大阪市内に住所を有しなかったときは、請求者の前年の所得(1月から5月までの月の)の児童手当については、前々年の所得に準じ、当該住所の市区町村が発行する所得証明書 即ち一般受給資格者が被用者(児童手当法第18条第1項に規定する被用者)である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類 ⑩施設等受給資格者(法第7条第2項に規定する受給者をいう。以下同じ。)(施設等入所児童が委託されていること又はその設置する障害児入所施設等(法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等という。以下同じ。)(施設入所等児童がその者若しくは親しいことを明らかにすることができる書類 ⑪施設等受給資格者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類 2. 実質的要件(児童手当法第4条、第5条、法附則第2条) 【一般受給資格者】 ①住所要件 ②養育に関する要件 ③所得要件 これらの要件を満たすこと。 ①については、「大阪市内に住所を有すること」となる。確認は、大阪市総合福祉システム端末による。 (「児童手当法等の施行について(施行通告)」 (昭和46年9月4日児発第495号厚生省児童家庭局長通達第3号) (児童手当法における外国人に係る事務の取扱いについて) (平成24年6月13日雇児発613第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) ②については、「15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、父母の場合にあってはこれと生計を同じくすることであり、父母以外の場合にあってはその生計を維持することである。」となる。 ③については、「前年または前々年の所得が所得制限限度額未満であること」となる。 1月から5月までの月のの児童手当については前々年の所得、6月から12月までの月のの児童手当については前年の所得により審査する。 ※所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満のため、児童手当が支給されない一般受給資格者に対しては、当分の間、特例給付として認定する。(児童手当法附則第2条第1項) ※平成24年4月分及び5月分については所得制限を適用しない。(児童手当法附則第3条) 【施設等受給資格者】 委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等児童が入所している障害児入所施設等の設置者 (「児童手当法」の一部を改正する法律の施行に伴う施設入所等児童に係る児童手当の支給事務について) (平成24年3月31日雇児発331第7号社授発331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 3. 支給開始月(児童手当法第8条) ①受給資格者が児童手当認定請求書を提出した日の属する月の翌月から支給とする。ただし、 ①大阪市内から転入した場合は、前住所地の転出予定日の翌日から15日以内 ②出生の場合は、出生日の翌日から15日以内 ③災害等の場合は、その理由がやんだ日の翌日から15日以内 に児童手当認定請求を行った場合、当該事由発生の翌月から支給とする。
標準処理期間	約30日
経由日数	なし
提出先	区保健福祉センター保健福祉課 又は 区役所出張所
提出時期	随時(基本的には子の出生時・市内転入時・子を監護するようになった時等)
提出方法	区保健福祉センター保健福祉課 又は 区役所出張所への提出又は郵送
手数料	なし
相談窓口	区保健福祉センター保健福祉課 又は 区役所出張所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000370608.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課 (06-6208-8111)
処分担当名	区役所保健福祉課
処分の名称	児童手当の増減額認定申請
概 要	児童手当を受給している方で養育している児童数が変更となった場合、増減額認定申請を行うことで以下の手当を支給する。 支給月額(児童手当法第6条・法附則第7条) ①3歳未満の児童について、1人につき、月額15,000円 ②3歳以上小学校修了前の児童について、1人につき、月額10,000円(第1子、第2子) ③3歳以上小学校修了前の児童について、1人につき、月額15,000円(第3子以降) ④小学校修了後、中学校修了前の児童について、1人につき、月額10,000円 ⑤所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は当分の間、児童1人につき、一律月額5,000円
根拠法令等 及び条項	児童手当法(昭和46年法律第73号) 第3条～第9条
審査基準	(増額認定) 1. 形式的要件(児童手当法施行規則第2条) 一般受給資格者から、次の書類の提出があったとき。 ①児童手当額改定請求書 ②養育しているすべての児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)のうち大阪市内に住所を有する児童がいる場合、当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し ③日本国内に住所を有しない児童がいる場合、当該事実を明らかにすることができる書類 ④児童と同居しないで監護し、生計を同じくする場合、当該事実を明らかにすることができる書類 ⑤未成年後見人として児童を監護し、生計を同じくする場合、当該事実を明らかにすることができる書類 ⑥父母指定者として児童を監護し、生計を同じくする場合、当該事実を明らかにすることができる書類 ⑦父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者である場合、当該事実を明らかにすることができる書類 ⑧一般受給資格者が児童と同居しないで監護し、かつ、これと生計を同じくする父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者であって、児童と同居しないで監護し、かつ、これと生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類 2. 実質的要件(児童手当法第9条第1項) 養育する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)の数が増加し、児童手当の額が増額となる場合。 3. 支給改定月(児童手当法第9条第1項～第2項、第8条第3項) 一般受給資格者が児童手当額改定請求書を提出した日の属する月の翌月から増額改定を行う。ただし、 ①大阪市内から転入した場合は、前住所地の転出予定日の翌日から15日以内 ②出生の場合は、出生日の翌日から15日以内 ③災害等の場合は、その理由がやんだ日の翌日から15日以内 に児童手当額改定請求を行った場合、当該事由発生の翌月から支給する。 (減額認定) 1. 形式的要件(児童手当法施行規則第2条) 受給資格者から、次の書類の提出があったとき ・児童手当額改定請求書 2. 実質的要件(児童手当法第9条第3項) 養育する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)の数が減少し、児童手当の額が減額となる場合。 3. 支給改定月(児童手当法第9条第3項) 受給資格者が児童手当の額が減額する事由が生じた日の属する月の翌月から減額改定を行う。
標準処理期間	約30日
経由日数	なし
提出先	区保健福祉センター保健福祉課 又は 区役所出張所
提出時期	随時(基本的には監護する児童が変更となった時等)
提出方法	区保健福祉センター保健福祉課 又は 区役所出張所への提出又は郵送
手数料	なし
相談窓口	区保健福祉センター保健福祉課 又は 区役所出張所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000370608.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課 (06-6208-8111)
処分担当名	区役所保健福祉課
処分の名称	児童手当の未支払請求
概 要	児童手当の受給資格者が死亡した時や施設入所等児童に該当しなくなった時に、本来その受給資格者が受け取るはずの児童手当があった場合、児童より未支払請求を行ってもらうことにより、その児童に対して支払いを行う。
根拠法令等 及び条項	児童手当法（昭和46年法律第73号） 第12条
審査基準	1. 形式的要件(児童手当法施行規則第9条) 次の書類の提出があったとき。 ①未支払請求書 2. 実質的要件(児童手当法第12条) 児童手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護していた支給要件児童であった者にその未支払の児童手当を支払う。 施設入所等児童に該当しなくなった場合において、まだ施設に支払っていなかったものがあるときは、施設入所等児童であった者にその未支払の児童手当を支払う。
標準処理期間	約30日
経由日数	なし
提出先	区保健福祉センター保健福祉課 又は 区役所出張所
提出時期	随時（基本的には受給者が死亡した後）
提出方法	区保健福祉センター保健福祉課 又は 区役所出張所への提出又は郵送
手数料	なし
相談窓口	区保健福祉センター保健福祉課 又は 区役所出張所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000370608.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部 こども家庭課 (06-6208-8034)
処分担当名	各区保健福祉センター保健福祉課 (福祉課)
処分の名称	児童扶養手当の支給資格認定申請(児童扶養手当認定請求)
概 要	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。
根拠法令等 及び条項	児童扶養手当法第4条1項、2項、3項 児童扶養手当法第6条 児童扶養手当法施行令第1条 児童扶養手当法施行規則第1条
審査基準	◎次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父又は父母以外で児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を維持していること)している人が支給できます。 (1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父又は母が死亡した児童 (3) 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童 (4) 父又は母の生死が明らかでない児童 (5) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 (6) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 (7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 (8) 母が婚姻によらないで出産した児童 ただし、上記の場合でも、次のいずれかにあてはまるときは、手当は支給できません。 ① 請求者（母、父又は養育者）又は児童が日本に住んでいないとき ② 児童が里親に委託されているとき ③ 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所しているとき ④ 請求者が母の場合は、父と生計を同じくしているとき（ただし、父が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除きます） 請求者が父の場合は、母と生計を同じくしているとき（ただし、母が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除きます） ⑤ 請求者（母又は父）の配偶者に養育されているとき（配偶者には、内縁関係にある者を含み、政令で定める程度の障がいの状態にある者を除きます） ⑥ 平成15年3月31日の時点で、手当の支給要件に該当するようになった日から起算して5年を経過しているとき（請求者が父の場合は適用されません） ○ 手当の請求期限 平成15年3月31日時点で、手当の支給要件に該当するようになった日から起算して5年を経過している場合は手当の認定請求をすることができません。（請求者が父の場合は適用されません） ○ 児童に障がいがある場合（施行令第1条第1項別表） 厚生労働省障害認定要領に基づいて認定し、児童が政令で定めた障がいの状態にある場合は20歳未満まで支給できる。
標準処理期間	20日
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター保健福祉課 (福祉課)
提出時期	随時
提出方法	必要書類を揃え、窓口へ直接提出してください。（必要書類については状況によって異なるため、詳しくは提出先にお問い合わせください。）
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター保健福祉課 (福祉課)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002395.html
備 考	

整理番号	こ青一法申一5
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課 (06-6208-8034)
処分担当名	各区保健福祉センター保健福祉課 (福祉課)
処分の名称	児童扶養手当の増額認定申請(児童扶養手当額改定請求)
概 要	◎手当の支給を受けている方が監護あるいは養育する児童の数が増えたとき、児童扶養手当額改定請求を行うことにより手当額が増額されます。
根拠法令等 及び条項	児童扶養手当法第8条 児童扶養手当法施行規則第2条
審査基準	○手当が増額となる要件 ① 新たに児童が出生した場合 ② 児童を児童福祉施設等から引き取った場合 ③ 児童を父又は母から引き取った場合 ④ その他新たに児童を監護し又は養育するに至った場合 ○ 支 給 額 (児童1人につき) 令和2年4月から 児童1人の場合 全部支給：43,160円 一部支給：43,150円～10,180円 児童2人目の加算額 全部支給：10,190円 一部支給：10,180円～ 5,100円 児童3人目以降の加算額 全部支給： 6,110円 一部支給： 6,100円～ 3,060円 ・ 手当の額は、請求者又は配偶者及び扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の所得によって決定されます。なお、別表による額以上の所得がある場合は資格認定されても手当は支給されません。 ○ 額改定請求日の属する月の翌月から増額改定となります。
標準処理期間	20日
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター保健福祉課 (福祉課)
提出時期	随時
提出方法	必要書類を揃え、窓口に直接提出してください。（必要書類については状況によって異なるため、詳しくは提出先にお問い合わせください。）
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター保健福祉課 (福祉課)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002395.html
備 考	

整理番号

こ青－法申－7

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課(06-6208-8050)
処分担当名	各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)
処分の名称	助産施設への入所申込に対する処分
概 要	児童福祉法では、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならないと定められています。助産制度は、経済的理由により出産にかかる費用を工面できないと認められる妊産婦を助産施設に入所させ、費用を公費で負担する制度です。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第22条 児童福祉法施行規則第22条
審査基準	「経済的理由により入院助産を受けることができない」妊産婦であり、以下の項目に該当するものとする。 1. A階層(生活保護法による被保護世帯等)の妊産婦 2. B階層(構成員の全員が当該年度分の市町村民税を課せられていない世帯)の妊産婦
標準処理期間	2週間
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)
提出時期	随時
提出方法	助産施設入所申込書、構成員全員の当該年度分の市課税状況を示す源泉徴収票や課税証明書、およびそれらの閲覧についての同意書、誓約書を居住地の各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)に提出します。
手数料	無
相談窓口	各区保健福祉センター保健福祉課(福祉課)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002414.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課 (06-6208-8050)
処分担当名	各区保健福祉センター保健福祉課 (福祉課)
処分の名称	母子生活支援施設への入所申込に対する処分
概 要	児童福祉法では、保護者が配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申し込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならないと定めています。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第23条 児童福祉法施行規則第22条
審査基準	保護者が配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申し込みがあった場合に、保護者との面接等を行い、家庭状況、経済状況、健康状態等について調査した上で、母子生活支援施設への入所が適当かどうかを審査します。
標準処理期間	1週間
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター保健福祉課 (福祉課)
提出時期	随時
提出方法	母子生活支援施設入所申込書、課税証明書、健康診断書等の必要書類を各区保健福祉センター保健福祉課 (福祉課) の窓口へ提出して下さい。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター保健福祉課 (福祉課)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002817.html
備 考	

整理番号	こ青－法申－9
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課(06-6208-8037)
処分担当名	各区保健福祉センター保育業務担当
処分の名称	子どものための教育・保育給付 支給認定
概 要	保護者は子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、市町村に申請を行い支給認定を受けなければならない。また、支給認定内容を変更する必要があるときも同様である。
根拠法令等 及び条項	・子ども・子育て支援法第19条、第20条、第23条 ・子ども・子育て支援法施行規則第1条の5、第4条、第8条 ・大阪市子ども・子育て支援法施行細則第4条、第6条 ・大阪市子どものための教育・保育給付支給認定に関する事務取扱要綱
審査基準	【支給認定の基準】 市内に居住実態があり、次の各号に該当するものの保護者 1 教育標準時間認定 満3歳以上の小学校就学前子ども 2 保育認定 満3歳以上の小学校就学前子どもで、保護者のいずれもが次の保育認定基準のいずれかの事由に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 3 保育認定 満3歳未満の小学校就学前子どもで、保護者のいずれもが次の保育認定基準のいずれかの事由に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 【保育認定基準】 1 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合 2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っている場合 4 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合 6 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合 7 就学している場合 8 児童が虐待を受けている場合又は世帯でDVが発生している場合 9 保護者が育児休業等を取得する場合であって、当該育児休業に係る児童以外の児童が保育施設等を利用しており、同一施設等を継続利用することが必要であると認められる場合 10 その他、保育が必要な状態であると区保健福祉センター所長が認める場合 【支給認定の有効期間】 1 保育認定基準が1、3、4、5、8に該当する場合 当該子どもの小学校就学まで 2 保育認定基準が2に該当する場合 出産日から8週間を経過した日の月末まで(子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間) 3 保育認定基準が6に該当する場合 有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで(子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間) 4 保育認定基準が7に該当する場合 保護者の卒業予定日の月末まで(子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間) 5 その他 区保健福祉センター所長が必要と認める期間 【保育必要量】 保育必要量の認定は、保育標準時間(1日あたり11時間まで)又は保育短時間(1日あたり8時間まで)の区分に分けて行う 1 保育標準時間 保育認定基準が1(両親のいずれもが月120時間以上就労する場合)、2、5、8に該当する場合等 2 保育短時間 保育認定基準が1(両親のいずれかが月48時間以上120時間未満就労する場合)、6、9に該当する場合等 (保育認定基準が3、4、7、10に該当する場合は各家庭の状況から個別に判断をする。)
標準処理期間	30日間(一斉利用申込の場合は約4ヶ月)
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター保育業務担当
提出時期	年度途中・・・随時、一斉申込(4月1日からの利用希望)・・・10月頃
提出方法	教育標準時間認定の場合・・・所定の用紙により入所希望施設へ提出 保育認定の場合・・・所定の用紙により各区保健福祉センター保育業務担当へ提出
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター保育業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000541365.html
備 考	

様式1

整理番号	こ青一法申一10
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課(06-6208-8037)
処分担当名	各区保健福祉センター保育業務担当
処分の名称	保育施設・事業利用調整
概 要	保育認定を受けた保護者が保育施設等の利用を希望する場合は、大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱に基づき利用調整をおこなう。
根拠法令等 及び条項	・児童福祉法第24条3項 ・児童福祉法第73条 ・児童福祉法施行規則第24条 ・大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱
審査基準	大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱
標準処理期間	約3週間（一斉利用申込の場合は約4ヶ月）
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター保育業務担当
提出時期	年度途中・・・随時、一斉申込（4月1日からの利用希望）・・・10月頃
提出方法	所定の用紙により各区保健福祉センター保育業務担当へ申し込む。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター保育業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000541365.html
備 考	

整理番号	こ青一法申一11
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課（06-6208-8018）・子育て支援部こども家庭課（06-6208-8050）
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課・子育て支援部こども家庭課
処分の名称	児童福祉施設設置認可
概 要	児童福祉法では、国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、認可を得て、児童福祉施設を設置することができます。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第35条第4項
審査基準	児童福祉法施行規則第37条第2項 児童福祉法第35条第4項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を具し、申請しなければならない。 1 名称、種類及び位置 2 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 3 運営の方法（保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程） 4 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴 5 収支予算書 6 事業開始の予定年月日 児童福祉法施行規則第37条第3項 児童福祉法第35条第4項の認可を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 1 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類 2 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類 3 法人または団体においては定款、寄付行為その他規約 児童福祉法第45条により、児童福祉施設の設備及び運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日 厚生省令第63号）を遵守しなければならない。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局保育施策部保育企画課・こども家庭課
提出時期	随時
提出方法	申請書と添付書類をこども青少年局子育て支援部保育企画課・こども家庭課まで提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局保育施策部保育企画課・こども家庭課
ホームページ	ー
備 考	

整理番号	こ青一法申一12
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	幼保連携型認定こども園設置認可
概 要	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「法」という。）では、国、都道府県及び市町村以外の者は、認可を得て、幼保連携型認定こども園を設置することができます。
根拠法令等 及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第17条第1項
審査基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）第15条第1項 法第17条第1項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類及び法第13条第1項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えて申請しなければならない。 1 目的 2 名称 3 所在地 4 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面 5 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程 6 経費の見積り及び維持方法 7 開設の時期 法第13条第1項により、幼保連携型認定こども園の設備及び運営については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を遵守しなければならない。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局保育施策部保育企画課
提出時期	随時
提出方法	申請書と添付書類をこども青少年局子育て支援部保育企画課まで提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局保育施策部保育企画課
ホームページ	ー
備 考	

整理番号	こ青一法申一13
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	幼保連携型以外の認定こども園の認定
概 要	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「法」という。）では、国、都道府県及び市町村以外の者は、幼保連携型以外の認定こども園の認定を受けることができます。
根拠法令等 及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条第1項、第3項
審査基準	法第3条第1項、第3項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類に、その申請に係る施設が法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えて申請しなければならない。 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 施設の名称及び所在地 3 保育を必要とする子どもに係る利用定員（満三歳未満の者に係る利用定員及び満三歳以上の者に係る利用定員に区分するものとする。） 4 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員（満三歳未満の者に係る利用定員及び満三歳以上の者に係る利用定員に区分するものとする。） 5 その他主務省令で定める事項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）第8条 法第4条第1項第5号で定める事項は、次に掲げる事項とする。 1 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は保育機能施設の別 2 認定こども園の名称 3 認定こども園の長（認定こども園の事業を管理する者をいう。）となるべき者の氏名 4 教育又は保育の目標及び主な内容 5 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの 法第3条第2項、第4項により、認定の要件については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）を参酌して定めなければならない。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局保育施策部保育企画課
提出時期	随時
提出方法	申請書と添付書類をこども青少年局保育施策部保育企画課まで提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局保育施策部保育企画課
ホームページ	ー
備 考	

整理番号	こ青一法申一14
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	家庭的保育事業等認可
概 要	児童福祉法では、国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができます。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第34条の15第2項
審査基準	児童福祉法施行規則第36条の36第1項 児童福祉法第35条第4項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を具し、申請しなければならない。 1 名称、種類及び位置 2 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 3 事業の運営についての重要事項に関する規程 4 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴 5 収支予算書 6 事業開始の予定年月日 児童福祉法施行規則第36条の36第2項 児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 1 家庭的保育事業等を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類 2 家庭的保育事業等を行おうとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類 3 法人または団体においては定款、寄付行為その他規約 児童福祉法第34条の16により、家庭的保育事業等の設備及び運営については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日 厚生労働省令第61号）を遵守しなければならない。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局保育施策部保育企画課
提出時期	随時
提出方法	申請書と添付書類をこども青少年局保育施策部保育企画課まで提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局保育施策部保育企画課
ホームページ	ー
備 考	

整理番号	こ青一法申一15
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	特定教育・保育施設の確認
概 要	子ども・子育て支援法では、国以外の者は、内閣府令の定めるところにより、確認を得て、施設型給付費の支給を受けることができます。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第31条第1項
審査基準	子ども・子育て支援法施行規則第29条 子ども・子育て支援法第31条第1項の特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。 1 施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所 2 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 3 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 4 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 5 認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し 6 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 7 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数 8 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 9 運営規程 10 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 11 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 12 当該申請に係る事業に係る資産の状況 13 法第33条第2項の規定により支給認定子どもを選考する場合の基準 14 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 15 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第33条第2項において「誓約書」という。） 16 役員の氏名、生年月日及び住所 17 その他確認に関し必要と認める事項 子ども・子育て支援法第34条第2項により、特定教育・保育施設の運営については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年4月30日 内閣府令第39号）を遵守しなければならない。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局保育施策部保育企画課
提出時期	随時
提出方法	申請書と添付書類をこども青少年局保育施策部保育企画課まで提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局保育施策部保育企画課
ホームページ	ー
備 考	

整理番号	こ青一法申一16
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	特定地域型保育事業の確認
概 要	子ども・子育て支援法では、地域型保育事業者は、内閣府令の定めるところにより、確認を得て、地域型保育給付費の支給を受けることができます。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第43条第1項
審査基準	子ども・子育て支援法施行規則第39条 子ども・子育て支援法第31条第1項の特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。 1 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき、当該事務所を含む。）の名称及び所在地 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 3 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 4 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 5 地域型保育事業の認可証等の写し 6 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要 7 満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの利用する小学校就学前子どもの数 8 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 9 運営規程 10 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 11 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 12 当該申請に係る事業に係る資産の状況 13 法第45条第2項の規定により満三歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準 14 当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項 15 法第52条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第41条第2項において「誓約書」という。） 16 役員の氏名、生年月日及び住所 17 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第42条第1項及び第2項の規定により連携協力を行う特定教育・保育施設又は同項に規定する居宅訪問型保育連携施設（別表第一第二号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。）の名称 18 その他確認に関し必要と認める事項 子ども・子育て支援法第46条第2項により、特定地域型保育事業の運営については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年4月30日 内閣府令第39号）を遵守しなければならない。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局保育施策部保育企画課
提出時期	随時
提出方法	申請書と添付書類をこども青少年局保育施策部保育企画課まで提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局保育施策部保育企画課
ホームページ	ー
備 考	

整理番号	こ青一法申一17
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018) ・子育て支援部こども家庭課 (06-6208-8050)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課・子育て支援部こども家庭課
処分の名称	児童福祉施設廃止・休止承認
概 要	児童福祉法では、国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第35条第12項
審査基準	児童福祉法施行規則第38条第2項 児童福祉法第35条第12項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、次の掲げる事項を具し、承認を受けなければならない。 1 廃止又は休止の理由 2 入所させている者の処置 3 廃止しようとする者によっては廃止の期日及び財産の処分 4 休止しようとする者によっては休止の予定期間 また、承認の申請を受け付けた場合は、必要な条件を附して承認を与えることができる。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局保育施策部保育企画課・子育て支援部こども家庭課
提出時期	随時
提出方法	申請書と添付書類をこども青少年局保育施策部保育企画課・子育て支援部こども家庭課まで提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局保育施策部保育企画課・子育て支援部こども家庭課
ホームページ	ー
備 考	

整理番号	こ青－法申－18
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	家庭的保育事業等廃止・休止承認
概 要	児童福祉法では、国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第34条の15第7項
審査基準	児童福祉法施行規則第36条の3第1項 児童福祉法第34条の15第7項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、次の掲げる事項を具し、承認を受けなければならない。 1 廃止又は休止の理由 2 現に保育を受けている児童に対する処置 3 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分 4 休止しようとする者にあつては休止の予定期間 また、承認の申請を受け付けた場合は、必要な条件を附して承認を与えることができる。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局保育施策部保育企画課
提出時期	随時
提出方法	申請書と添付書類をこども青少年局保育施策部保育企画課まで提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局保育施策部保育企画課
ホームページ	ー
備 考	

整理番号	こ青－法申－19
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課 (06-6208-8032)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
処分の名称	養子縁組あっせん事業に係る許可
概 要	国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あっせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あっせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（政令指定都市を含む）の許可を受けなければならないとされている。
根拠法令等 及び条項	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第6条
審 査 基 準	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 第7条 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。 一 養子縁組あっせん事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。 二 養子縁組あっせん事業を行う者（その者が法人である場合にあっては、その経営を担当する役員）が社会的信用を有すること。 三 申請者が社会福祉法人、医療法人その他厚生労働省令で定める者であること。 四 養子縁組あっせん事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 五 営利を目的として養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。 六 脱税その他不正の目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと。 七 個人情報適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。 八 前各号に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類をこども青少年局子育て支援部こども家庭課まで提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
ホームページ	ー
備 考	

整理番号	こ青一法申ー20
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6361-0756)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	特定子ども・子育て支援施設等の確認
概 要	子ども・子育て支援法では、内閣府令の定めるところにより、確認を行う。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第58条の2
審査基準	子ども・子育て支援法施行規則第53条の2 子ども・子育て支援法第58条の2 規定に基づき特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設又は事業所の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 1 施設又は事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所 2 設置者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 3 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 4 設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 5 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の認可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類 6 施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 7 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面(次条第2項において「誓約書」という。) 8 役員の氏名、生年月日及び住所 9 その他確認に関し必要と認める事項
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局保育施策部保育企画課
提出時期	随時
提出方法	申請書と添付書類をこども青少年局保育施策部保育企画課まで提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局保育施策部保育企画課
ホームページ	ー
備 考	

整理番号	こ青－法申－21
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課 (06-6208-8085)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課
処分の名称	特定子ども・子育て支援施設等の確認 (幼稚園・認定こども園)
概 要	子ども・子育て支援法では、内閣府令の定めるところにより、確認を行う。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第58条の2
審査基準	(子ども・子育て支援法施行規則第五十三条の二) 法第五十八条の二の規定に基づき特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設又は事業所の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 一 施設又は事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所 二 設置者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 四 設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の認可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類 六 施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 七 法第五十八条の十第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面(次条第二項において「誓約書」という。) 八 役員の氏名、生年月日及び住所 九 その他確認に関し必要と認める事項
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局子育て支援部管理課
提出時期	随時
提出方法	申請書と添付書類をこども青少年局子育て支援部管理課まで提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局子育て支援部管理課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000474690.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課(06-6208-8037)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	子育てのための施設等利用給付認定
概 要	保護者は子育てのための施設等利用給付認定を受けようとするときは、市町村に申請を行い認定を受けなければならない。また、認定内容を変更する必要があるときも同様である。
根拠法令等 及び条項	・子ども・子育て支援法第30条の4、第30条の5、第30条の8 ・子ども・子育て支援法施行規則第1条の5、第28条の5 ・大阪市子ども・子育て支援法施行細則第4条、第10条 ・大阪市子育てのための施設等利用給付認定に関する様式
審査基準	【認定の基準】 市内に居住実態があり、次の各号に該当するものの保護者 1 満3歳以上の小学校就学前子どもで、保護者のいずれかが次の認定基準のいずれかの事由に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 2 満3歳未満の小学校就学前子どもで、保護者のいずれかが次の認定基準のいずれかの事由に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、市町村民税非課税世帯 【認定基準】 1 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合 2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい等を有している場合 4 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合 6 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合 7 就学している場合 8 児童が虐待を受けている場合又は世帯でDVが発生している場合 9 その他、保育が必要な状態にあると市長が認める場合 【認定の有効期間】 1 認定基準が1、3、4、5、8に該当する場合 当該子どもの小学校就学まで 2 認定基準が2に該当する場合 出産日から8週間を経過した日の月末まで（子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間） 3 認定基準が6に該当する場合 有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで（子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間） 4 認定基準が7に該当する場合 保護者の卒業予定日の月末まで（子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間） 5 その他 市長が必要と認める期間
標準処理期間	30日間（4月1日からの認定申請の場合は約2か月）
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター保育業務担当
提出時期	年度途中・・・随時、4月1日からの認定希望・・・1～2月頃
提出方法	所定の用紙により各区保健福祉センター保育業務担当へ提出
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター保育業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000475751.html
備 考	

整理番号	こ青－法申－23
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部管理課(06－6208－8085)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部管理課
処分の名称	子育てのための施設等利用給付 認定(幼稚園・認定こども園)
概 要	保護者は子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、市町村に申請を行い認定を受けなければならない。また、認定内容を変更する必要があるときも同様である。
根拠法令等 及び条項	子ども・子育て支援法第30条の4、第30条の5、第30条の8 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5、第28条の5 ・大阪市子ども・子育て支援法施行細則第4条、第10条 大阪市子育てのための施設等利用給付認定に関する様式
審査基準	【支給認定の基準】 市内に居住実態があり、次の各号に該当するものの保護者 1 教育認定(新1号) 満3歳以上の小学校就学前子どものうち、私学助成幼稚園に在籍するもの 2 3歳児以上保育認定(新2号) 当該年度の4月1日時点で満3歳以上の小学校就学前子どもで、保護者のいずれもが次の保育認定基準のいずれかの事由に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 3 2歳児以下保育認定(新3号) 満3歳の小学校就学前子どもで、保護者のいずれもが次の保育認定基準のいずれかの事由に該当し、家庭において必要な保育を受けることが困難であり、かつ世帯で市民税非課税であるもの 【保育認定基準】 1 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合 2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有している場合 4 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合 6 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合 7 就学している場合 8 児童が虐待を受けている場合又は世帯でDVが発生している場合 9 その他、保育が必要な状態にあると市長が認める場合 【支給認定の有効期間】 1 教育認定及び保育認定基準が1、3、4、5、8に該当する場合 当該子どもの小学校就学まで 2 保育認定基準が2に該当する場合 出産日から8週間を経過した日の月末まで(子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間) 3 保育認定基準が6に該当する場合 有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで(子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間) 4 保育認定基準が7に該当する場合 保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで(子どもの小学校就学までの方が短い場合はその期間) 5 その他 市長が必要と認める期間
標準処理期間	30日間(一斉利用申込の場合は約4ヶ月)
経由日数	なし
提出先	こども青少年局子育て支援部管理課
提出時期	年度途中・・・随時、一斉申込(4月1日からの利用希望)・・・10月頃
提出方法	所定の用紙により入所希望施設へ提出
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局子育て支援部管理課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000474690.html
備 考	

整理番号	こ青一条申-1
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課 (06-6208-8050)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
処分の名称	児童養護施設の指定管理予定者の選定
概 要	児童養護施設とは、児童福祉法第41条に規定される児童福祉施設であり、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。 大阪市立の児童養護施設（弘済みらい園）については、その適切な管理及び事業の効果的な実施を図るため、指定管理予定者の指定申請時期を設け、選定を行っています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立児童養護施設条例第10条
審査基準	市長は、第8条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、もっとも適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) 法第41条の目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図られるものであること (3) 施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	2か月
経由日数	なし
提出先	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
提出時期	市長が行う公告に掲載される、指定管理者の指定の申請を受け付ける期間
提出方法	市規則で定めるところにより、代行施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を、こども青少年局子育て支援部こども家庭課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
ホームページ	
備 考	

←募集期間のみ掲載し、今年度募集予定なしのため削除

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課 (06-6208-8050)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
処分の名称	児童心理治療施設の指定管理予定者の選定
概 要	児童心理治療施設とは、児童福祉法第43条の2に規定する児童福祉施設であり、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。 大阪市立の児童心理治療施設（弘済のぞみ園、児童院、長谷川羽曳野学園）については、その適切な管理及び事業の効果的な実施を図るため、指定管理予定者の指定申請時期を設け、選定を行っています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立児童心理治療施設条例第10条
審査基準	市長は、第8条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、もっとも適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。 （１） 住民の平等な利用が確保されること （２） 法第43条の2の目的に照らし施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の管理経費の縮減が図られるものであること （３） 施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること （４） 前3号に掲げるもののほか、施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	2か月
経由日数	なし
提出先	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
提出時期	市長が行う公告に掲載される、指定管理者の指定の申請を受け付ける期間
提出方法	市規則で定めるところにより、代行施設の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を、こども青少年局子育て支援部こども家庭課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000512203.html
備 考	

整理番号	こ青一条申-3
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ (06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ (指定管理者)
処分の名称	こども文化センターの使用許可申請
概 要	大阪市立こども文化センター条例では、センターの施設を使用しようとする者は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体（指定管理者）の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立こども文化センター条例第6条・第7条
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 公安又は風俗を乱すおそれがないこと ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。 ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 ・刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・麻薬、覚せい剤などを持ち込む場合 ・公然とわいせつな行為を行う場合 ・その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合 (2) 建物、附属設備又は展示品を損傷するおそれがないこと ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることを含みます。 ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 ・不適切な取扱いによりマイク、スピーカーなどの音響設備を損傷する場合 ・旗さおなどを振回して壁、照明器具などを損傷する場合 ・その他建物、附属設備又は展示品を損傷するおそれがある場合 (3) 管理上の支障がないこと ○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ施設の維持・補修など施設の管理上の支障をいいます。 ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 ・定員を超過することが予想され、消防上危険な場合 ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・多数の申請者の利用を調整する必要があるためにその結果(抽選、抽選後は先着順)として許可できない場合 ・その他管理上支障がある場合 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないこと (5) その他市長が不適切と認める事由がないこと
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	大阪市立こども文化センター
提出時期	随時（月曜日（国民の休日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
提出方法	必要書類を揃え、上記提出先へ提出ください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市立こども文化センター
ホームページ	http://www.ko-bun.jp/
備 考	

整理番号	こ青一条申-4
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ (06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
処分の名称	こども文化センターの使用料減免申請
概 要	大阪市立こども文化センター条例では、本市や本市が連携協力する団体が、施設の設置目的に沿って使用する場合や、その他市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立こども文化センター条例第13条
審査基準	◎次に掲げる要件を満たす場合については、使用料を減免することがあります。 (使用料の減免) (1)本市が第3条第1項各号に掲げる事業のために利用するとき (2)本市が実施する児童の育成を図る施策に関し本市と連携協力する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが第2条の目的に即した使用をするとき (3)その他市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
提出時期	随時
提出方法	必要書類を揃え、上記提出先へ提出ください。
手数料	無料
相談窓口	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
ホームページ	http://www.ko-bun.jp/
備 考	

整理番号	こ青一条申-5
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ (06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
処分の名称	こども文化センターの指定管理予定者の選定
概 要	大阪市立こども文化センター条例では、センターの管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることとなっており、その指定を受けようとする法人その他の団体は、市規則の定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他必要な書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならないとなっている。 この指定申請の内容を総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人その他の団体を、指定管理者として選定するものとなっている。
根拠法令等 及び条項	大阪市立こども文化センター条例第15、17～19条
審査基準	指定を受けようとする法人その他の団体が提出したセンターの管理に関する事業計画書その他必要な書類を添付した指定管理者指定申請書の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) 優れた演劇、音楽、映画等の鑑賞及び絵画、工作等の創作その他の文化活動を通じ、健全な本市児童の育成を図るという目的に照らし、センターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) 次のいずれにも該当しないこと ① 破産者で復権を得ないもの ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの ③ その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア 第1号に該当する者 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 (5) そのほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	3か月
経由日数	なし
提出先	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
提出時期	市長が行う公告に掲載される、指定管理者の指定の申請を受け付ける期間
提出方法	必要書類を揃え、直接窓口へ提出ください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
ホームページ	—
備 考	指定管理者の指定の申請を受け付ける期間中については、大阪市こども青少年局のホームページに募集要項等を掲載

整理番号	こ青一条申-6
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(指定管理者)
処分の名称	青少年野外活動施設の使用許可申請
概 要	大阪市立青少年野外活動施設条例では、施設を使用しようとする者は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体(指定管理者)の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立青少年野外活動施設条例第6条・第7条
審査基準	◎青少年野外活動施設を使用される場合には、指定管理者の許可を受ける必要があります。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用をお断りすることがあります。 (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき ◆「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。 ・刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・麻薬、覚せい剤などを持ち込む場合 ・公然とわいせつな行為を行う場合 ・その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき ◆「損傷」とは、物理的に物を損傷することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ・不適切な取扱いにより、マイク、スピーカーなどの音響設備を損傷する場合 ・旗竿などを振り回して、壁、照明器具などを損傷するおそれがある場合 ・その他建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 (3) 管理上支障があるとき ◆「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持、補修、使用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。 ・会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあると認められるとき ・定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合 ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・その他管理上支障がある場合 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき (5) その他所管部局が不適当と認めるとき ◆上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	信太山青少年野外活動センター
提出時期	随時
提出方法	必要書類を揃え、上記提出先へ提出ください。
手数料	なし
相談窓口	信太山青少年野外活動センター
ホームページ	http://shinodayama.com/
備 考	

整理番号	こ青一条申-7
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ (指定管理者)
処分の名称	青少年野外活動施設の利用料金減免申請
概 要	大阪市立青少年野外活動施設条例では、公益上の必要その他特別の事由があると市長が認める場合には、利用料金を減免することができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市立青少年野外活動施設条例第10条
審査基準	次に掲げる要件を満たす場合は、利用料金を減免する。 ○公益上の必要その他特別の理由があると市長が認めるとき ・ 次の場合、特別な理由と認める 公用で特に必要と認められるとき
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	信太山青少年野外活動センター
提出時期	随時
提出方法	必要書類を揃え、上記提出先へ提出ください。
手数料	なし
相談窓口	信太山青少年野外活動センター
ホームページ	http://shinodayama.com/
備 考	

整理番号	こ青一条申ー8
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
処分の名称	青少年野外活動施設の指定管理予定者の選定
概 要	大阪府立青少年野外活動施設条例では、野外活動施設の管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることとなっており、その指定を受けようとする法人その他の団体は、市規則の定めるところにより、野外活動施設の管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならないとなっている。 この指定申請の内容を総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人その他の団体を、指定管理者として選定するものとなっている。
根拠法令等 及び条項	大阪府立青少年野外活動施設条例第11、13～15条
審査基準	市長は、指定を受けようとする法人その他の団体が提出した野外活動施設の管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) 野外活動の場を提供することにより、健全な青少年の育成を図るという目的に照らし、野外活動施設の効用を最大限に発揮するとともに、野外活動施設の管理経費の縮減が図られるものであること (3) 野外活動施設の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) 次のいずれにも該当しないこと ① 破産者で復権を得ないもの ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの ③ その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア 第1号に該当する者 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 (5) そのほか、野外活動施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	3か月
経由日数	なし
提出先	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
提出時期	市長が行う広告に掲載される、指定管理者の指定の申請を受け付ける期間
提出方法	必要書類を揃え、直接窓口へ提出ください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
ホームページ	ー
備 考	指定管理者の指定の申請を受け付ける期間中については、大阪府こども青少年局のホームページに募集要項等を掲載

整理番号	こ青一条申-9
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(指定管理者)
処分の名称	青少年センターの使用許可申請
概 要	大阪市立青少年センター条例では、センターの施設を使用しようとする者は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体(指定管理者)の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立青少年センター条例第4条・第5条
審査基準	次に掲げる要件をすべて満たすことが必要。 (1) 公安又は風俗を害するおそれがないこと ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいう。 ○ 以下の場合、この要件を満たさないとされることがある。 ・ 刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・ 麻薬、覚せい剤などを持ち込む場合 ・ 公然とわいせつな行為を行う場合 ・ その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがないこと ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含む。 ○ 以下の場合、この要件を満たさないとされることがある。 ・ 不適切な取り扱い等によりマイク、スピーカーなどの音響設備を損傷する場合 ・ 旗ざおなどを振り回して壁、照明機器などを損傷する場合 ・ その他建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 (3) 管理上の支障がないこと ○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など施設の管理を行う上での支障をいう。 ○ 以下の場合、この要件を満たさないとされることがある。 ・ 定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合 ・ 入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・ 多数の申請者の利用を調整する必要があるためにその結果(抽選、先着順)として許可できない場合 ・ その他管理上支障がある場合 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき (5) その他、不適当と認める事由がないこと
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	大阪市立青少年センター
提出時期	随時
提出方法	必要書類を揃え、上記提出先へ提出ください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市立青少年センター
ホームページ	https://kokoplaza.net/
備 考	

整理番号	こ青一条申-10
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
処分の名称	青少年センターの指定管理予定者の選定
概 要	大阪市立青少年センター条例では、センターの管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることとなっており、その指定を受けようとする法人その他の団体は、市規則の定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならないとなっている。 この指定申請の内容を総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人その他の団体を、指定管理者として選定するものとなっている。
根拠法令等 及び条項	大阪市立青少年センター条例第8、10～12条
審査基準	市長は、指定を受けようとする法人その他の団体が提出したセンターの管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) 青少年に対し音楽、舞踏、美術その他の芸術(以下「音楽等」という。)の創作、練習又は発表の場を提供することにより、青少年の自主的な音楽等の創作活動を支援し、青少年相互の交流を促進するとともに、青少年の文化と教養を高め、もって青少年の健全な育成に寄与するという目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) 次のいずれにも該当しないこと ① 破産者で復権を得ないもの ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの ③ その役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む)のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア 第1号に該当する者 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 (5) そのほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	3か月
経由日数	なし
提出先	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
提出時期	市長が行う広告に掲載される、指定管理者の指定の申請を受け付ける期間
提出方法	必要書類を揃え、直接窓口へ提出ください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
ホームページ	—
備 考	指定管理者の指定の申請を受け付ける期間中については、大阪市こども青少年局のホームページに募集要項等を掲載

整理番号	こ青一条申-11
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(指定管理者)
処分の名称	青少年センターの利用料金減免申請
概 要	大阪市立青少年センター条例では、指定管理者は、公益上の必要その他特別の事由があると市長が認める場合には、利用料金を減免することができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市立青少年センター条例第17条
審査基準	次に掲げる要件を満たす場合は、利用料金を減免する。 (1) 公益上の必要その他特別の理由があると市長が認めるとき ○ 次の場合、特別な理由と認める 公用で特に必要と認められるとき
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	青少年センター
提出時期	随時
提出方法	必要書類を揃え、上記提出先へ提出ください。
手数料	なし
相談窓口	青少年センター
ホームページ	https://kokoplaza.net/
備 考	

整理番号	こ青一条申-12
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(指定管理者)
処分の名称	ユースホステルの使用許可申請
概 要	大阪市立ユースホステル条例では、ユースホステルを使用しようとする者は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体(指定管理者)の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立ユースホステル条例第6条・第7条
審査基準	◎長居ユースホステルを使用される場合には、指定管理者の許可を受ける必要があります。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用をお断りすることがあります。 (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき ◆「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。 ・刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・麻薬、覚せい剤などを持ち込む場合 ・公然とわいせつな行為を行う場合 ・その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき ◆「損傷」とは、物理的に物を損傷することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ・不適切な取扱いにより、マイク、スピーカーなどの音響設備を損傷する場合 ・旗竿などを振り回して、壁、照明器具などを損傷するおそれがある場合 ・その他建物又は附属設備を損傷するおそれがある場合 (3) 管理上支障があるとき ◆「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持、補修、使用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。 ・会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあると認められるとき ・定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合 ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・その他管理上支障がある場合 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき (5) その他不適当と認めるとき ◆上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	大阪市立長居ユースホステル
提出時期	随時
提出方法	必要書類を揃え、上記提出先へ提出ください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市立長居ユースホステル
ホームページ	https://osaka-yha.or.jp/nagai/
備 考	

整理番号	こ青一条申-13
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ (指定管理者)
処分の名称	ユースホステルの利用料金減免申請
概 要	大阪市立ユースホステル条例では、公益上の必要その他特別の事由があると市長が認める場合には、利用料金を減免することができる。
根拠法令等 及び条項	大阪市立ユースホステル条例第10条
審査基準	次に掲げる要件を満たす場合は、利用料金を減免する。 (1) 公益上の必要その他特別の理由があると市長が認めるとき ○ 次の場合、特別な理由と認める 公用で特に必要と認められるとき
標準処理期間	即日又は2日
経由日数	なし
提出先	長居ユースホステル
提出時期	随時
提出方法	必要書類を揃え、上記提出先へ提出ください。
手数料	なし
相談窓口	長居ユースホステル
ホームページ	https://osaka-yha.or.jp/nagai/
備 考	

整理番号	こ青一条申-14
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ(06-6208-8157)
処分担当名	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
処分の名称	ユースホステルの指定管理予定者の選定
概 要	大阪市立ユースホステル条例では、ユースホステルの管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることとなっており、その指定を受けようとする法人その他の団体は、市規則の定めるところにより、ユースホステルの管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならないとなっている。この指定申請の内容を総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人その他の団体を、指定管理者として選定するものとなっている。
根拠法令等 及び条項	大阪市立ユースホステル条例第11、13～15条
審査基準	市長は、指定を受けようとする法人その他の団体が提出したユースホステルの管理に関する事業計画書その他市長が定める書類を添付した指定管理者指定申請書の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) 青少年に対し、旅行を通じて自律ある生活を行わせることにより、健全な青少年の育成を図るという目的に照らし、ユースホステルの効用を最大限に発揮するとともに、ユースホステルの管理経費の縮減が図られるものであること (3) ユースホステルの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) 次のいずれにも該当しないこと ① 破産者で復権を得ないもの ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの ③ その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの ア 第1号に該当する者 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 (5) そのほか、ユースホステルの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	3か月
経由日数	なし
提出先	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
提出時期	市長が行う広告に掲載される、指定管理者の指定の申請を受け付ける期間
提出方法	必要書類を揃え、直接窓口へ提出ください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局企画部青少年課青少年企画グループ
ホームページ	—
備 考	指定管理者の指定の申請を受け付ける期間中については、大阪市こども青少年局のホームページに募集要項等を掲載

整理番号	こ青一条申-15
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局担当名 (電話番号)	子ども青少年局子育て支援部 とも家庭課 (06-6208-8034)
処分担当名	子ども青少年局子育て支援部 とも家庭課 (指定管理者)
処分の名称	愛光会館の使用許可申請
概 要	大阪市立愛光会館を使用する場合は、指定管理者の許可を受けなければならない。
根拠法令等 及び条項	大阪市立愛光会館条例第6条、第7条
審査基準	◎条例第7条「使用許可の制限」の各号に該当する場合、指定管理者は会館の使用を許可できません。 (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。 ○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 ・刀剣、銃器、劇薬物、揮発油などの危険物を持ち込む場合 ・麻薬、覚せい剤などを持ち込む場合 ・公然とわいせつな行為を行う場合 ・その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合 (2) 営利を目的とするとき ○「営利」とは、施設内において物品の販売、勧誘を行う等、財産上の利益を目的とする行為のことをいいます。 (3) 建物又は付属設備を損傷するおそれがあるとき ○「損傷」とは、物理的に物を損傷することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含まれます。 ○以下の場合、この要件に該当する場合があります。 ・不適切な取り扱いにより音響設備、照明設備、舞台設備を損傷する恐れのある場合 ・旗竿や角材などを振り回して、壁、装飾品、照明機材などを損傷するおそれのある場合 ・その他建物又は付属設備を損傷するおそれのある場合 (4) 管理上支障があるとき ○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、使用者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。 ○以下の場合、この要件に該当する場合があります。 ・定員を超過することが予想され、消防上危険な場合 ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・多数の申請者の利用を調整する必要があるために、その結果（抽選、先着順等）として許可できない場合 ・その他管理上の支障がある場合 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき (6) その他不適当と認めるとき 上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	大阪市立愛光会館
提出時期	随時
提出方法	必要書類を揃え、直接窓口へ提出ください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市立愛光会館
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000002818.html
備 考	

整理番号	こ青一条申-16
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局子育て支援部こども家庭課 (06-6208-8034)
処分担当名	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
処分の名称	愛光会館の指定管理予定者の選定
概 要	母子・父子福祉センターは、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立を助長し、その福祉を増進するとともに、その扶養する児童の健全な育成に資することを目的としています。 大阪市立愛光会館については、その適切な管理及び事業の効果的な実施を図るため、指定管理予定者の指定申請時期を設け、選定を行っています。
根拠法令等 及び条項	大阪市長愛光会館条例第15条
審査基準	市長は、第13条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) 第2条の目的に照らし会館の効用を最大限に発揮するとともに、会館の管理経費の縮減が図られるものであること (3) 会館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) 前3号に掲げるもののほか、会館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間	2か月
経由日数	なし
提出先	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
提出時期	市長が行う公告に掲載される、指定管理者の指定の申請を受け付ける期間
提出方法	必要書類を揃え、直接窓口へ提出ください。
手数料	－
相談窓口	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
ホームページ	
備 考	

様式1

整理番号	こ青－規申－1
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課(06－6208－8106)
処分担当名	各区保健福祉センター保育業務担当
処分の名称	利用者負担額（保育料）減額又は免除申請
概 要	保育料は保護者の前年分及び当年分市町村民税の所得割額に応じて決定されるが、不測の事態により保育料の支払いが困難となった場合、保育料の減免が行われることがある。
根拠法令等 及び条項	大阪市子ども・子育て支援法施行細則の規定による利用者負担額等の決定に関する要綱
審査基準	算定対象扶養義務者が海外にいる場合、月途中で被保護者となる、算定対象扶養義務者が減少する、入退所した場合、未婚のひとり親、疾病、失業等により著しく収入が減少した場合、その他特別の事情により保育料の負担することが困難であると認める場合、保育料の減免をおこなう。
標準処理期間	申請受理後、30日以内
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター保育業務担当
提出時期	随時
提出方法	所定の用紙により各区保健福祉センター保育業務担当へ申請をおこなう。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター保育業務担当
ホームページ	
備 考	

整理番号	こ青一規申-2
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課(06-6208-8106)
処分担当名	各区保健福祉センター保育業務担当
処分の名称	利用者負担額等決定(変更)処分
概 要	保育料は保護者の前年分及び当年分の市町村民税の所得割額に応じて決定されるが、市町村民税の減額及び減免が適用された場合、保育料の利用者負担額が変更されることがある。
根拠法令等 及び条項	・子ども・子育て支援法 第27～30条、附則第6条 ・子ども・子育て支援法施行令第4条～15条 ・大阪市子ども・子育て支援法施行細則 第8,9条 ・大阪児童福祉法施行細則 第15条
審査基準	年度途中に前年度及び当年度の市町村民税額に変更が生じた場合、変更後の市町村民税の所得割額に応じた利用者負担額の変更を行う
標準処理期間	申請受理後、30日以内(一斉利用申込の場合は約6か月)
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター保育業務担当
提出時期	年度途中・・・随時、一斉申込(4月1日からの利用希望)・・・10月頃
提出方法	所定の用紙により各区保健福祉センター保育業務担当へ申請をおこなう。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター保育業務担当
ホームページ	保育所・認定こども園(保育認定)・地域型保育事業 https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000501253.html
備 考	

整理番号	こ青－規申－3
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	こども青少年局保育施策部保育企画課 (06-6208-8018)
処分担当名	こども青少年局保育施策部保育企画課
処分の名称	幼保連携型認定こども園廃止・休止認可
概 要	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「法」という。）では、国、都道府県及び市町村以外の者は、幼保連携型認定こども園を廃止・休止を行おうとするときは、認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 第17条第1項
審査基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）第17条第1項 法第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園を廃止又は休止の申請をしようとするときは、次の掲げる事項を記載した書類を添えて行わなければならない。 1 廃止又は休止の理由 2 園児の処置方法 3 廃止の期日及び休止の予定期間 4 財産の処分
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	こども青少年局保育施策部保育企画課
提出時期	随時
提出方法	申請書と添付書類をこども青少年局保育施策部保育企画課まで提出してください。
手数料	なし
相談窓口	こども青少年局保育施策部保育企画課
ホームページ	ー
備 考	